

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 1	国民体育大会等開催事業	6.8 %

#### [ 1 ] 事業の概要について（注 1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公 1」においては、以下で説明する【国民体育大会】と【日本スポーツマスターズ大会】の2事業について、「国民体育大会等開催事業」としてまとめる。

両事業とも本会が主催する全国的な大規模な総合スポーツ大会（競技会）であり、参加者の年齢区分等が異なるものの運営形態等類似する部分が多くあるため「公 1」としてまとめた。

##### 【国民体育大会】

1. 国民体育大会は、スポーツ振興法第6条に以下のとおり定めている。

（1）国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

（2）国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

（3）国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に必要な援助を行うものとする。

2. 国民体育大会は、1月～2月の間に行われる「冬季大会」と9月～10月の間に行われる「本大会」（旧、夏秋季大会）がある。

「本大会」（旧、夏秋季大会）と「冬季大会」への予選会を兼ねた都道府県大会とブロック大会も実施されている。

3. 「冬季大会」では、スケート、アイスホッケー、スキーの3競技を実施し、「本大会」は陸上競技、水泳競技をはじめ計37競技を実施する。

4. それぞれの競技会には都道府県を代表する選手が参加（派遣母体は都道府県体育協会）し、都道府県対抗で競技会を行う。「冬季大会」及び「本大会」計40競技での競技成績に基づく得点を集計した結果で、都道府県別に総合順位を決定し、男女総合得点第1位の都道府県には天皇杯を、女子総合得点第1位の都道府県には皇后杯を授与する。

5. 参加者は原則として日本国籍を有する者で、国体開催年4月1日現在、満15歳以上の男女とする（ただし、一部競技においては満14歳以上の場合がある。例：体操競技）。

6. 国民体育大会の主催者は、日本体育協会、国及び開催地都道府県の三者であり、各競技会ごとの主催者には、日本体育協会、国、開催地都道府県の三者に実施競技団体（例：日本スケート連盟など）及び開催地の市町村が加わる。

7. 国民体育大会開催にあたって、主催三団体の主な役割等は次のとおりである。

##### 〔(1) 国（文部科学省）〕

- ア 開催地都道府県への補助金の交付
- イ 主催者間の連絡調整

##### 〔(2) 日本体育協会〕

- ア 国民体育大会委員会の設置と運営
- イ 開催地都道府県と実施競技団体との調整
- ウ 大会運営全般への対応（式典、競技ルール、大会参加資格等）
- エ 参加都道府県から参加申込みの集計、参加資格等の確認
- オ 大会参加料の徴収と開催都道府県への大会交付金の交付

##### 〔(3) 開催都道府県〕

- ア 開催地市町村及び実施競技団との調整
- イ 競技役員・審判員の養成や研修
- ウ 大会運営準備（会場、宿泊、輸送、広報、医療救護等）
- エ 皇族関係受入の準備

8. 「冬季大会」及び「本大会」の各競技会では、それぞれ参加可能な都道府県枠数を設けているため、競技・種目により選抜方法は異なるが、概ね次の方法で参加者（チーム）を決定する。

（1）47都道府県が参加できる競技・種目は都道府県予選会で出場者（チーム）を決定（陸上競技、競泳など）

（2）都道府県参加枠数が47未満の競技・種目は、都道府県予選会で都道府県代表者（チーム）を決定した後、

予選会（ブロック大会）を実施し、出場者（チーム）を決定（サッカー、バレー、ボーリングなど）  
 \* 本大会に出場するには、a 都道府県予選会→b ブロック予選会→c 「本大会」の経緯を経る。  
 この内、本会は、c では、主催者（上記6）であり、参加料の一部を開催県に交付する。  
 b では、主催者であり、運営費の一部を競輪公益資金補助金を受け、  
 ブロック大会開催県に対し交付する。（なお、a は都道府県主催事業である。）

9. ブロック大会は、本会、開催県、開催県体育協会、中央競技団体、開催県競技団体等が主催し、文部科学省が後援する。

10. ブロック構成都道府県は次のとおり。

**ブロック 構成都道府県 構成数**

北海道	北海道 1
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 6
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 8
北信越	長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県 5
東海	静岡県 愛知県 三重県 静岡県 4
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 6
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 5
四国	香川県 徳島県 愛媛県 高知県 4
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 8

11. 本事業は、競輪公益資金補助金、日本馬主協会連合会助成金、参加料収入、寄付金収入や基本財産運用益により実施する（「本大会」等の財源の大部分は開催県負担であり、国庫補助金は国から直接開催県へ交付する）。

**【日本スポーツマスターズ大会】**

1. 日本スポーツマスターズ大会は、スポーツ愛好者の中で、特に競技志向の高い35歳以上のシニア世代を対象とした我が国初の総合競技大会であり、水泳競技をはじめ13競技を実施する。
2. 主催は、日本体育協会、開催地都道府県、開催地都道府県体育協会の三者である。
3. 大会は、毎年開催し都道府県持ち回りとする。
4. 参加者は、競技ごとに、都道府県またはブロックにおいて選抜された者を、都道府県競技団体の会長が都道府県体育協会を通じて、本会に申し込む。
5. 大会開催費について、本会は実施中央競技団体に競技会運営を業務委託しており、競技役員・審判の謝金・旅費等の競技会経費については、当該中央競技団体が開催都道府県競技団体と協力・連携して支払う。  
 また、競技会場借上料、プログラム印刷費、開会式実施経費等については、本会が直接支払う。
6. 本事業は、競輪公益資金補助金及び参加者からの参加料収入、協賛スポンサーからの協賛金、寄付金収入や基本財産運用益により実施する。

**〔2〕事業の公益性について**

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第1号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）	
9	<p><b>【国民体育大会】</b>                      国民体育大会は、「広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにする」ことを目的に開催している。したがって、事業の種類「9」の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。</p> <p><b>【日本スポーツマスターズ大会】</b>                      今後、我が国のスポーツ振興を推進するには、国民の多様なニーズに対応し、幼児から高齢者に至るまで生涯を通じて、自己の能力・志向等に応じて豊かにスポーツを享受することができる環境を醸成すること、すなわち生涯スポーツ社会の実現が重要となっている。                      こうした中、日本スポーツマスターズ大会は、参加者が相互に競い合いながらスポーツを親しむことにより、生涯スポーツのより一層の普及・振興を図り、併せて生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持向上に寄与することを目的に開催している。                      したがって、事業の種類「9」の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。</p>	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)

<p><b>チェックポイント事業区分</b>            (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p><b>チェックポイントに該当する旨の説明</b>            (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p><b>(15) 競技会</b></p> <p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>2. 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか（親睦会のような活動にとどまっていないか）。</li> <li>3. 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。</li> </ol>	<p><b>【国民体育大会】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国民体育大会の基本的な運営方法、大会参加方法・資格等を明記した「国民体育大会開催基準要項」において、国民体育大会開催の目的を明記し、不特定多数の者が参加できるよう位置付け、「国民体育大会開催基準要項」を本会HP等において公開する。</li> <li>2. 「国民体育大会開催基準要項」に基づき作成された実施要項により競技会を実施しており、参加資格や競技ルールの内容変更等についても本会「国民体育大会委員会（公開委員会）」で検討する。</li> <li>3. 参加者の選定方法や運営の基準、競技会ごとの競技規則等競技会の運営要領については、当該中央競技団体が作成し、参加者の輸送・宿泊・式典等大会運営にかかる事項については、開催県実行委員会において作成し、その内容については、「国民体育大会委員会」において決定している。</li> </ol> <p>決定した内容は、47都道府県体育協会、国体開催地都道府県（内々定を受けた都道府県を含む）、国体実施競技団体に対し文書により通知する。併せて、文部科学省に報告する。</p> <p>また、これらの内容については本会HP及び開催県大会実行委員会のHP・プログラム等において広く公表する。</p> <p><b>【日本スポーツマスターズ大会】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「日本スポーツマスターズ大会開催要項」において、参加資格として本大会の趣旨に見合う競技者世代の年齢制限を設けているが、だれでも参加できる大会であり、本大会は不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けており、「日本スポーツマスターズ大会開催要項」は本会HPにて公開する。</li> <li>2. 本会では、日本スポーツマスターズ大会を総合スポーツ競技会として2001年から開催し、ジュニアを含む国内アスリートの『国民体育大会』と、日常的ゲーム志向者及び健康・体力づくり志向者の『全国スポーツ・レクリエーション祭』との間の中間的な（シニア世代の競技志向の高いスポーツ愛好者層の目標としての機能を有する大会）イベントとして位置づけている。2010年度は第10回目を迎える。</li> <li>3. 参加者の選定や運営の基準、競技会ごとの競技規則等については、本会「日本スポーツマスターズ委員会」の定める「大会開催要項」により実施する。</li> </ol> <p>また、内容については、本会及び開催県の実行委員会が作成するプログラムや公式HPにおいて公表する。</p>
	その他説明事項

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるよう記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 2	スポーツ指導者・組織育成事業	58.2%

#### [1] 事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公2」においては、以下で説明する【スポーツ指導者養成事業】、【スポーツ指導者研修事業】、【青少年スポーツ指導者育成事業】、【全国スポーツ指導者連絡会議】、【総合型地域スポーツクラブ育成事業】と【加盟団体組織基盤整備事業】、【スポーツ少年団組織整備強化事業】の8事業について、「スポーツ指導者・組織育成事業」としてまとめる。

これらの事業は本会が制定する公認スポーツ指導者制度に基づく、各種スポーツ場面において不可欠なスポーツ指導者の育成事業と全国にある本会加盟団体をはじめとしたスポーツ団体の基盤を整備する事業として実施するものであり、本会を中心としたスポーツ指導者およびスポーツ関連組織の育成事業としてまとめた。

##### A. 各種スポーツ指導者養成事業

本事業では、下記1～8のスポーツ指導者を養成する。

###### 1. スポーツリーダー

(1) 地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者

(2) 本会から都道府県体育協会へ事業委託し実施する（本会と都道府県体育協会の共催事業）。

なお、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会等が独自で養成する場合（本会が設定した講習カリキュラム・教本に基づき、都道府県教育委員会等が経費を負担し講習会を運営・実施する。）は、養成事業の申請・報告に基づき本会が事業認定を行う。〔H22年度：全国220コース、14,000名～15,000名養成〕

###### 2. 競技別指導者

以下の資格は各競技別に指導者を養成する。

###### (1) 指導員

ア. 地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた競技別の

###### 技術指導等にあたる者

イ. 本会が都道府県体育協会へ事業委託し実施する。都道府県体育協会は都道府県競技団体と連携し専門

科目講習会を開催する（本会が設定した講習カリキュラム・教本に基づき、共通科目はNHK学園の

通信講習

講座を実施し、専門科目は都道府県体育協会と都道府県競技団体が連携し運営・実施する）。

〔H22年度：全国150コース、5,000名～6,000名養成〕

###### (2) コーチ

ア. 地域あるいはナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化に

###### あたる者

イ. 本会が共通科目を、中央競技団体が専門科目を担当し、それぞれ講習会を開催する（本会と中央競技

###### 団体の共催事業）。

〔H22年度：共通科目（全国）10会場、専門科目25競技 1,000名～1,300名養成〕

###### (3) 教師

ア. 商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として、質の高い実技指導を行う者

イ. 本会が共通科目を、中央競技団体が専門科目を担当し、それぞれ講習会を開催する（本会と中央競技

団体の共催事業）。〔H22年度：共通科目（全国）10会場、専門科目3競技 120名養成〕

###### 3. スポーツドクター

(1) スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる者

(2) 本会が講習会を開催する。

〔H22年度：年間5回（基礎科目1～2期、応用科目1～3期）、300名養成〕

#### 4. アスレティックトレーナー

(1) スポーツドクター及びコーチとの緊密な連携のもと、スポーツ選手の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・

障害の応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等に  
あたる者

(2) 本会が講習会を開催する。

[H22年度：年間6回 [共通科目（上記コーチと同じ）、専門科目1～5期]、100名養成]

#### 5. スポーツ栄養士

(1) 地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ  
専門家として、競技者の栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者

(2) 本会が共通科目を、日本栄養士会が専門科目を担当し、それぞれ講習会を開催する（本会と日本栄養  
士会  
の共催事業）。 [H22年度：共通（上記コーチと同じ）、専門1～2期、50名養成]

#### 6. ジュニアスポーツ指導員

(1) 地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくり、  
体力づくりの

指導を行う者

(2) 本会が講習会を開催する。

[H22年度：専門科目2会場（年間2回）、200名養成]

#### 7. スポーツプログラマー

(1) 主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や  
向上の

ための指導・助言を行う者（本会と日本体育施設協会の共催事業）。

(2) 本会が共通科目を、日本体育施設協会が専門科目を担当し、それぞれ講習会を開催する。

[H22年度：共通科目（全国2会場、200名養成）]

#### 8. マネジメント指導者

(1) アシスタントマネジャー

ア. 総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができる  
よう下記

クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントのための諸活動をサポートする者

イ. 本会が設定した講習カリキュラム・教本に基づき、都道府県体育協会等が、本会と共に講習会を開催する

（共通科目はNHK学園による通信講習を導入/本会と都道府県体育協会の共催事業）。

(2) クラブマネジャー

ア. 総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ員が継続的に快適な

クラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行うとともに、総合型の地域スポーツクラブなどに

必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者

イ. 本会が講習会を開催する。

[H22年度：共通科目はNHK学園による通信講習を導入、専門科目1～3期（年間3回）、70名  
養成]

○上記各講習会では、受講者がその資格に必要とする知識・技能を身につけたかどうかを確認するため、

講習会修了後、検定試験を実施。合格者の内、登録手続きを行った者を資格認定する。

○開催に係る主な財源等は、次のとおり。

1. コーチ、ジュニアスポーツ指導員、スポーツ栄養士の各講習会は、国庫補助金、参加料収入（コーチ：@29,400円、

ジュニアスポーツ指導員：@42,000円、スポーツ栄養士：@37,800円）及び登録料により実施する。

2. 指導員講習会は、競輪公益資金補助金、参加料収入（@35,700円）及び登録料により実施する。

3. 教師、スポーツプログラマーの各講習会は、参加料収入（教師：@56,700円、スポーツプログラマー：@21,000円）

及び登録料により実施する。

4. クラブマネジャー講習会は、競輪公益資金補助金、参加料収入（@105,000円）及び登録料により実施する。

5. アシスタントマネジャー講習会は、登録料により実施する。

6. スポーツドクター講習会は、スポーツ振興基金助成金、参加料収入（@49,000円）及び登録料により実施する。

7. アスレティックトレーナー講習会は、スポーツ振興くじ助成金、参加料収入（@78,000円）及び登録料により実施する。

\* 参加料は資格ごとに定めており、登録料は原則4年間で@10,000円である。

## B. 「体育系大学・社会体育系専門学校免除適応コース検定会実施事業」

本事業は、「免除適応コース審査事業」と「適応コース検定会実施事業」の2つがある。

### 1. 「免除適応コース審査事業」

公認スポーツ指導者の養成拡充を図るため、養成講習カリキュラムと同等の教育課程を設定している大学

、

短期大学、専門学校、その他スポーツ関連団体について、履修カリキュラムや担当講師の確認等必要な手続きを経て審査・承認された場合は、資格別の「免除適応コース」として承認する。

明

免除適応コース承認校において、当該教育課程を履修した者が、所属校を通じて卒業時に本会へ修了証書の発行を申請、取得することにより、当該養成講習会受講時に講習・試験の免除または講習の免除措置を受ける。

〔H21年度現在 「適応コース」承認校：大学約170校、専門学校約50校〕

### 2. 「適応コース検定会実施事業」

上記免除適応コース履修者を対象に本会が主催する「検定会」を実施する。養成講習会同様、検定会合格者の内、登録手続きを行った者を資格認定する。

明

〔H22年度：スポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導員、アシスタントマネジャー、アスレティックトレーナーにおいて全国数会場にて実施〕

### 3. 本事業は、審査認定料収入により実施する。

## 【スポーツ指導者研修事業】

1. 本会公認スポーツ指導者は、現場での指導活動に際して、常に最新の情報を得て研鑽を重ね、さらなる資質の向上に努める必要があることから、本会では資格別、競技別等で各種研修会を開催する。

2. 公認スポーツ指導者資格の有効期限は4年間としている。資格を更新するためには「財団法人日本体育協会

公認スポーツ指導者登録規程」により、有効期限までに本会又は競技団体が定める研修会を受けなければならない。

府県 研修会は、本会が直接実施する「全国研修会」等と、都道府県体育協会へ事業委託し実施している「都道府県研修会」等がある。〔H22年度 全国研修会：年3回、都道府県研修会：全国94会場〕

3. 本事業は国庫補助金、参加料収入及び登録料収入により実施する。

## 【青少年スポーツ指導者育成事業】

本事業は、子どもの運動特性と発育発達を踏まえて指導できる者の育成を目的に実施する。

前出の各種スポーツ指導者資格を有する成人指導者の育成事業と高校生世代の指導者（リーダー）の育成事業の2つがある。

### 1. 成人指導者の育成

青少年スポーツ指導者の資質向上と望ましい指導体制を確立するため「認定育成員（スポーツ少年団指導者の中心的指導者で、市区町村・都道府県スポーツ少年団の組織において、活動の活性化を図る役割を持つ指導者）研修会」、「スポーツ少年団指導者全国研究大会」、「スポーツ少年団全国指導者協議会」、「ジュニアスポーツの育成と安心・安全フォーラム」を実施する。

#### 〔事業〕

\* 「認定育成員研修会」：全国7会場、参加総数600名

\* 「スポーツ少年団指導者全国研究大会」：全国1会場、参加総数500名

\* 「スポーツ少年団全国指導者協議会」：全国1会場、参加総数52名

\* 「ジュニアスポーツの育成と安心・安全フォーラム」：全国1会場、参加総数200名

### 2. 高校生世代指導者（シニア・リーダー：義務教育を終了した20歳未満のリーダー）の育成

スポーツ少年団では高校生世代の指導者予備軍をリーダーとして位置付け、その役割の理解や資質の向上を図り、将来のスポーツ少年団指導者として育成するため「日本スポーツ少年団リーダー制度」を定める。

単位スポーツ少年団指導者や都道府県・市区町村スポーツ少年団との連携のもと「シニア・リーダースクール」を実施するとともに、全国都道府県スポーツ少年団リーダーの相互研修及び情報交換を通じ、各都道府県リーダー会の充実・強化、さらには全国的ネットワークの構築を目指し、「全国リーダー連絡会」を実施する。

#### 〔事業〕

\* 「シニア・リーダースクール」：全国1会場、参加総数200名

\* 「全国リーダー連絡会」：全国1会場、参加総数150名

3. 本事業の財源は以下のとおりとする。

「認定育成員研修会」「スポーツ少年団指導者全国研究大会」は、スポーツ振興基金助成金及び登録料収入により実施する。

「シニア・リーダースクール」、「全国リーダー連絡会」は、参加料収入、競輪公益資金補助金及び登録料収入により実施する。

「スポーツ少年団全国指導者協議会」は、登録料収入により実施する。

「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」は、共催団体であるスポーツ安全協会からの事業負担金収入により実施する。

#### 【全国スポーツ指導者連絡会議】

1. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを

目的に、都道府県スポーツ指導者協議会及び指導者養成事業実施競技団体の代表者による全国スポーツ指導者連絡会議を、本会「指導者育成専門委員会」の下に設置する（本会加盟団体の代表指導者で構成する全国会議と幹事会から成り、本会が業務主体となり全国会議を年2回実施する）。

2. 全国スポーツ指導者連絡会議を全国規模で年2回（全国会議）、各ブロックで年1回（8会場）開催し、指導者養成

事業等に係る情報提供を行うとともに、指導者間の情報交換を行う。

3. 本事業は、競輪公益資金補助金及び登録料により実施する。

#### 【総合型地域スポーツクラブ育成事業】

1. 総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）とは、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

2. 本事業では、総合型クラブの育成（組織としての創生・定着・充実）を目指した「総合型クラブ育成支援事業」、個々の総合型クラブの創設と創設後の自立を支援するための「事業費交付事業」、総合型クラブの活動の発展を促進するための「総合型クラブ全国協議会運営事業」を実施する。

3. 「総合型クラブ育成支援事業」では、文部科学省委託事業として、本会「生涯スポーツ推進専門委員会」の下に、総合型クラブ育成支援体制を全国的に構築するための事業の具体的企画立案を行う「総合型クラブ育成委員会」を設置する。

また、総合型クラブの組織化の啓発並びに設立や活動など運営全般について指導・助言を行うクラブ育成アドバイザーについて、都道府県体育協会に委嘱配置（H22年度：全国63名／主に都道府県体育協会事務局に1県1名～4名を配置し、本人、都道府県体育協会及び本会の3者で業務委託契約を締結の上、実務にあたり、業務委託の対価として本会より謝金を支給）するなどの事業を実施する。

4. 「事業費交付事業」では、スポーツ振興くじ助成金により、総合型クラブ創設に向けた活動の支援を目的とした総合型クラブ創設支援事業と、既に設立したクラブを対象として活動のより充実を支援することを目的とした総合型クラブ自立支援事業として、各クラブ（H22年度：創設支援247クラブ、自立支援376クラブ、計623クラブ）に事業費交付金（1クラブ当たり平均：創設支援約110万円、自立支援約400万円）を交付する。

5. 「総合型クラブ全国協議会運営事業」では、総合型クラブが定着・発展するため、本会「生涯スポーツ推進専門委員会」の下に総合型クラブ全国協議会（通称：S C全国ネットワーク／総合型地クラブの代表者等により構成）を設置し、リスクマネジメント研修会の運営等を行うとともに総合型クラブ間の情報の共有やクラブ間交流等の促進などの企画を行う。

6. 本事業は、文部科学省委託金、スポーツ振興くじ助成金、スポーツ安全協会助成金及び事業負担金収入により実施する。

#### 【加盟団体組織基盤整備事業】

1. 本会加盟団体である都道府県体育協会並びにその下部組織である都道府県競技団体及び市区町村体育協会が実施する各種スポーツ振興事業の充実を図るため、本会から加盟団体に対して、組織整備にかかる経費への充当を目的に事業費を交付する。

2. 本事業は、寄付金収入により実施する。

#### 【スポーツ少年団組織整備強化事業】

都道府県スポーツ少年団の「指導体制の強化」、「組織の質的向上」及び「機能を充実」を目的に、都道府県スポーツ少年団が実施する（1）県内研修事業（指導者、リーダー等）、（2）市区町村担当者研修事業等、

(3) ジュニア・リーダー養成事業、(4) 県内各種交流事業、(5) 指導者組織の育成援助、(6) リーダー組織の育成援助、(7) 巡回指導の実施、(8) 県内組織の強化に関する運営管理、(9) 登録処理・管理などの諸事業を行う経費充当分として、本会から都道府県体育協会へ交付金を交付する。

なお、交付金は、スポーツ少年団登録者数及び都道府県の事業規模に応じて算定し、1県当り平均約230万円を交付する。

また、8ブロックごとの「指導体制の強化」、「組織の質的向上」及び「機能を充実」を目指し、ブロック関係組織整備強化を図るために、各ブロック内にて実施する(1)ブロック指導者研究協議会、(2)ブロック会議開催費、(3)ブロックリーダー研究大会、(4)ブロックスポーツ少年大会・ブロック競技別交流大会などの事業の開催経費の一部として、本会から事業実施都道府県体育協会へ交付金を交付する。

本事業は、スポーツ安全協会助成金及び登録料収入により実施し、本会から都道府県体育協会へ交付金を交付する。

#### 【免税募金交付事業】

本事業は、本会および本会加盟団体が実施するスポーツ事業を推進する上で、自己財源調達のための募金活動を行い、寄付金免税取扱いによる募金交付事業として各加盟団体の財政確立の支援を行う。

## 〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
7	<p><b>【青少年スポーツ指導者育成事業】</b> 本事業は、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とした指導者育成事業を開催しており、事業種類「7」にある「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」及び「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【スポーツ少年団組織整備強化事業】</b> 本事業は、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とした各種事業の充実を図ることにより、事業種類「7」にある「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」及び「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。</p>	
9	<p><b>【スポーツ指導者養成事業】</b> 本事業は、適切なスポーツ指導能力を有する人材を養成する事業であり、養成された指導者によって、継続的なスポーツ実践者の増大が図られる。したがって「スポーツの振興を目的とする事業」と考え、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【スポーツ指導者研修事業】</b> 本事業は、養成されたスポーツ指導者が研鑽を重ね、より一層の資質向上を図るために行う事業であり、このことは結果としてスポーツ実践者がより質の高い指導を受けられ、スポーツ文化を豊かに享受できることに繋がる。よって、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【青少年スポーツ指導者育成事業】</b> 本事業は、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とした指導者育成事業を開催しており、事業種類「9」にある「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」及び「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【全国スポーツ指導者連絡会議】</b> 本事業は、有資格指導者が相互に連携し、情報を共有することにより一層の資質向上を図るために行う事業であり、このことは結果としてスポーツ実践者がより質の高い指導が受けられ、スポーツ文化を豊かに享受できることに繋がる。よって、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【総合型地域スポーツクラブ育成事業】</b></p>	

総合型クラブは、「スポーツ振興基本計画」（文部科学省 平成12年9月13日）において位置付けられ、地域住民の身近なスポーツ活動の場として「生涯スポーツ社会の実現」に寄与するとともに、子どもから大人まで誰もが参画できる地域住民の交流の場として、スポーツを通じた家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成など、地域教育力の再生に大きな役割を果たすものである。

したがって、事業の種類「9」の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。

#### 【加盟団体組織基盤整備事業】

本会加盟団体である都道府県体育協会並びにその下部組織である都道府県競技団体及び市区町村体育協会が実施する各種スポーツ振興事業の充実を図ることにより、各競技の競技者、スポーツ愛好者、都道府県民及び市区町村民の心身の健全な発達に寄与できると考えられる。よって、事業の種類「9」の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。

#### 【スポーツ少年団組織整備強化事業】

本事業は、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的とした各種事業の充実を図ることにより、事業種類「9」にある「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」及び「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。

#### 【免税募金交付事業】

本事業は、本会及び本会加盟団体である中央競技団体並びに都道府県体育協会が実施する各種スポーツ振興事業の充実を図ることにより、各競技の競技者、スポーツ愛好者、都道府県民及び市区町村民の心身の健全な発達に寄与できると考えられ、よって、事業の種類「9」の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)

チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
<p>(2) 資格付与</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>(2) 資格付与</p> <ol style="list-style-type: none"><li>当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li><li>当該資格付与の基準を公開しているか。</li><li>当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</li><li>資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。 (例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)</li><li>資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。</li></ol> <p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <ol style="list-style-type: none"><li>当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li><li>当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</li><li>年齢制限や、一定レベルの知識・技能を有することを条件(スポーツドクター養成講習会受講者は医師免許有</li></ol>	<p>【スポーツ指導者養成事業】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>スポーツ指導者資格取得にかかる必要事項は、開催要項及び登録規程に明記し、本会HP等で広く公表する。</li><li>資格付与に伴う手順等については、登録規程に明記し、本会HP等で広く公開する。</li><li>年齢制限や、一定レベルの知識・技能を有することを条件(スポーツドクター養成講習会受講者は医師免許有資格者が条件)とする資格もあるが、いずれにおいても、本会HPや本会加盟団体を通じて広く一般に告知し受講者を募る。</li><li>各種資格は、大学・研究機関等の専門家により編成される部会の審査を経て「指導者育成専門委員会」にて決定する。 検定試験問題の作成、採点及び合否の判定等については、本会と利害関係のない複数の専門家により行っている。</li><li>審査にあたる部会及び委員会は、大学・研究機関の専門家により構成する。</li></ol>

資格者が条件)としている資格もあるが、いずれにおいても、本会HPや、本会加盟団体を通じて広く一般に告知し受講者を募っている。

当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。(専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。)

4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

#### (18) その他

1. 事業目的(不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないか)

2. 事業の合目的性(事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているか)

ア) 受益の機会の公開(受益の機会が、一般に開かれているか)

イ) 事業の質を確保するための方策(専門家が適切に関与しているか)

ウ) 審査・選考の公正性の確保(当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることになっているか)

エ) その他(公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)

#### その他説明事項

### (3) 講座、セミナー、育成

#### 区分ごとのチェックポイント

1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。

(注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。

(注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。

4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。

#### 【スポーツ指導者養成事業】

1. 確かな指導理論と指導実践を身に付けた指導者の確保を目的とし、開催要項にその旨明記し、開催要項は、本会HPや機関誌などにおいて広く公表する。

2. 年齢制限や、一定レベルの知識・技能を有することを条件(スポーツドクター養成講習会受講者は医師免許有資格者が条件)とする資格もある。講習会受講の基準等は本会HPや本会加盟団体を通じて広く一般に告知し、受講者を募る。

3. 講習内容については、「指導者育成専門委員会」の下に設置した各種部会で企画し、委員会で決定する。

また、講習会講師は大学・研究機関等に推薦を依頼し、「指導者育成専門委員会」で選任する。受講者に対しては、講習終了後、専門家が作成した問題により筆記試験や、専門家が立ち会い判定する実技試験を実施する。

なお、各種部会は大学・研究機関等の専門家により構成する。

4. 原則1時間あたり15,000円の謝金を支払っているが、社会一般の通念に照らし、過大な報酬ではない。

#### 【スポーツ指導者研修事業】

1. 国民のスポーツに対する関心が高まりを見せ、そのニーズも多様化、高度化し、幅広い分野において優秀な指導者が求められていることを十分踏まえた上で、これら国民のニーズに対応すべく、指導者の更なる資質向上と活動促進を図るために事業を実施する。このことは、開催要項にその旨記しており、本会HPにて公表する。指導者の資格更新のための義務研修として本研修を位置付ける。

2. 本事業は、スポーツ振興の担い手である公認スポーツ指導者を対象に、時代のニーズに対応した資質の向上・確保を目的に、資格更新のための事業として実施し、本会HPや、本会加盟団体を通じて広く一般に告知し参加者を募る。

3. 本事業は、「指導者育成専門委員会」の下に設置した各種部会で企画し、委員会で決定する。

なお、各種部会は大学・研究機関等の専門家により構成する。

4. 原則1時間あたり15,000円の謝金を支払っており、過大な報酬ではない。

#### 【青少年スポーツ指導者育成事業】

1. 本事業の「開催要項」及び「実施要項」等にスポーツを通じて青少年の健全育成を行う旨の目的を明記し、本会HP及び情報誌にて広く公表する。

2. 本事業の「開催要項」及び「実施要項」にて示した、ある一定の受講条件（年齢等）を満たす者であれば参加することができる。

3. 本事業には、ジュニアスポーツに造詣の深い大学関係者を中心とした学識経験者からなる講師陣を編成し、カリキュラム、講演内容、演者等について協議・決定する。

4. 本事業の講師には謝金基準の定める範囲内（15,000円）での謝金を支給する。

#### 【全国スポーツ指導者連絡会議】

1. 本事業は、公認スポーツ指導者相互の連帯と、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に実施し、その目的を開催要項に明記するとともに、本会HP等において広く公表する。

2. 本事業は、専門的な知識を有した公認スポーツ指導者であれば、都道府県体育協会や各競技団体が実施する指導者の連絡会議に参画することが可能である。

3. 連絡会議の運営等については、「指導者育成専門委員会」の下に設置した各種部会で企画し、委員会で決定する。

なお、各種部会は大学・研究機関等の専門家により構成する。

4. 連絡会議の運営等について、報酬は発生しない。

#### その他説明事項

#### (18) 上記の事業区分に該当しない場合

##### 区分ごとのチェックポイント

1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）

2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）

ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）

イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）

ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）

エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）

（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

#### 【総合型地域スポーツクラブ育成事業】

##### ＜総合型クラブ育成支援事業＞

1. 国民の多様なニーズに対応した総合型クラブの育成を目指しており、事業の基本方針の策定、事業の効率的・効果的な運営等について、「総合型クラブ育成委員会」において企画・立案している。

また、同委員会の下にワーキンググループとしての中央企画班や全国9ブロックに地方企画班を設置し、総合型クラブ育成アドバイザーと連携して、総合型クラブ設立・運営に携わる関係者に対し、助言・指導を行う。

なお、本事業は、文部科学省の委託要項等にその旨明記しており、事業実施要項は広く文部科学省HP及び本会HP等に公表する。

2. (1) 「総合型クラブ育成委員会」やワーキンググループとしての中央企画班、地方企画班の活動について、総合型クラブ設立・運営に携わる関係者のみならず、広く国民に周知できるよう本会HPにて公表する。

また、国民誰もが総合型クラブの活動に携われるよう総合型クラブ育成アドバイザーの配置について本会HPに公開する。

(2) 「総合型クラブ育成委員会」は、スポーツ関係者の他、経営の専門家等により編成する。

また、総合型クラブ育成アドバイザーは、年1回本会が行うクラブ育成アドバイザーセミナーにおいて、テー

マに即した有識者によるスキルアップ研修を受講することにより、質の向上に努める。

(3) 総合型クラブ育成アドバイザーの委嘱に際して、総合型クラブ育成・活動等に関する選任基準を設け、都道府県体育協会の推薦を経て、本会「総合型クラブ育成委員会」において委嘱審査を行う。

#### <事業費交付事業>

1. 日本スポーツ振興センター助成事業助成金交付要綱に基づき、本会において総合型クラブの設立を支援する総合型クラブ創設支援事業及び組織された総合型クラブの活動を支援する総合型クラブ自立支援事業の募集を広く一般に行い、助成金希望クラブから提出された交付要望書類を精査の上、日本スポーツ振興センターへ提出する。

2. (1) 本事業は、日本スポーツ振興センター助成事業助成金交付要綱により公募しており、同センターHP及び本会HP等にて公表する。

(2) 交付金を交付するに当たり、その使途や経理処理について、クラブ育成アドバイザーが指導・助言する。

(3) 交付金の交付については、本会で精査した上、日本スポーツ振興センター助成審査委員会の審査を経て、交付する。

#### <全国協議会運営事業>

1. 本事業は、育成された総合型クラブの活動が、より定着、発展していくよう、各クラブにおける活動内容や諸課題への対策をノウハウとして共有するために実施する。

2. (1) 本事業は、設立した総合型クラブの関係者の誰もが、総合型クラブ全国協議会総会やブロック別育成推進協議会（9ブロック）などの協議を通じて、国（文部科学省）、日本スポーツ振興センター等が行う総合型クラブ育成施策に対する要望や提言が行えるよう、その活動について本会HPに公表する。

(2) 全国協議会の運営には、総合型クラブ関係者のみならず、本会生涯スポーツ推進専門委員も参画し、助言する。

#### 【加盟団体組織基盤整備事業】

1. 都道府県体育協会ならびにその下部組織である都道府県競技団体及び市区町村体育協会が実施する各種スポーツ振興事業の充実を図るために事業を実施する。

2. (1) 本事業は、本会からの事業費の交付により、47都道府県体育協会並びにその下部組織である都道府県競技団体、市区町村体育協会の基盤整備が推進できるよう、その実施について本会HPにて公表する。

(2) 交付の配分基準の設定等に関しては、弁護士、公認会計士、スポーツ関係者等の専門家が関与する。

(3) 交付の配分審査等に関しては、上記専門家で編成される本会「総合企画委員会財務部会」にて審議・決定する。

#### 【スポーツ少年団組織整備強化事業】

1. 「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」とを実現するため、都道府県スポーツ少年団及び市区町村スポーツ少年団の指導体制の強化と組織の質的向上と機能の充実、ブロック交流大会・指導者協議会等、団活動の活性化と交流活動の促進、相互の連帯と

	<p>資質・指導力の向上を目的とする本交付事業を行う。</p> <p>2. (1) 47都道府県体育協会すべてが受益を受ける機会がある。</p> <p>(2) 本事業の実施要項及び交付基準については、本会が設置する日本スポーツ少年団常任委員会の下にある専門部会での審議を経て常任委員会で決定し、理事会の承認を得る。</p> <p>(3) (2) の部会の審議内容は、日本スポーツ少年団常任委員会等に報告され、審査・交付の内容が確認される。</p>
	<p><b>【免税募金交付事業】</b></p> <p>1. 本会加盟団体である中央競技団体並びに都道府県体育協会が実施する各種スポーツ振興事業の充実を図るために事業を実施する。</p> <p>2. (1) 本事業は、本会からの事業費の交付により、すべての加盟団体（47都道府県体育協会、55競技団体）組織の基盤整備が推進できるよう、その実施について本会HPにて公表する。</p> <p>(2) 交付に関しては、弁護士、公認会計士、スポーツ関係者等の専門家が関与する。</p> <p>(3) 交付に関しては、上記専門家で編成される本会「総合企画委員会財務部会」にて審議・決定する。</p> <p>その他説明事項</p>

### 〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 3	国民スポーツ推進PR事業	2.0 %

#### [1] 事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公3」においては、本会の実施する各種スポーツ振興事業を広く国民に広報する事業として位置付け、スポーツに関する普及・啓発を図ることを目的とした事業として、以下の【広報資料作成事業】、【スポーツ情報システム運営事業】、【国民スポーツ推進キャンペーン事業】の3事業について、「国民スポーツ推進PR事業」としてまとめた。

##### 【広報資料作成事業】

「広報資料作成事業」は、「資料室運営事業」と「事業報告書（パンフレット）等作成配布事業」の2つがある。

###### 1. 「資料室運営事業」

本会において資料室を運営し、本会発行の図書資料・映像資料はもとより加盟団体やスポーツ関係団体が発行した各種資料を収集・整理集約し、スポーツ関係者を含む一般来訪者に公開して資料の有効活用を図る。

###### 2. 「事業報告書（パンフレット）等作成配布事業」

本会の諸事業をまとめた事業報告（パンフレット）等を作成し、関係者及び来訪者等へ配布することで、本会の役割、事業の広報を行う。

〔H22年度事業〕 スポーツ・フォア・オール2010（兼事業報告書）の作成  
国民スポーツ推進キャンペーンPRリーフレットの作成

3. 本事業は、競輪公益資金補助金及び基本財産運用益により実施する。

##### 【スポーツ情報システム運営事業】

1. 本会ウェブサイト（公式ホームページ：HP）を構築・活用して、本会の組織・事業等に関する情報を広く発信する。

また、インターネットを介して、本会と本会加盟団体等の情報の共有が可能となる「スポーツ情報システム」を

構築・運営し、公認スポーツ指導者養成事業等に関して本会、加盟団体及び受講者の間で効率的な業務を実施する。

〔公式HPへのアクセス数は約700万件程度（H21年度）、スポーツ情報システムへのインターネットを介しての接続（利用）団体は86団体〕

2. 本事業は日本馬主協会連合会助成金、事業負担金収入、加盟団体会費により実施する。

##### 【国民スポーツ推進キャンペーン事業】

1. 本会の使命である「生涯スポーツ社会の実現」に向けて、本会が実施する各種スポーツ振興事業のより一層の

充実・発展を図ることを目的に、本会の理念のもとにスポーツそのものの社会的な価値や本会の存在意義と事業  
推進を広くアピールする。

2. 国民体育大会の競技会場や指導者養成講習会会場など本会主催事業において、「Sports for All（みんなで  
スポーツを）」の標語看板掲出や各種媒体を利用したPR展開を実施する。

3. 本事業は、基本財産運用益、登録料収入により実施する。

## [2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
9	<p><b>【広報資料作成事業】</b> 本事業は、スポーツ関連資料の公開及び本会の役割・事業を広報することによって、国民のスポーツへの关心・意欲を高めることを目的としていることから、「スポーツの振興を目的とする事業」と考え、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【スポーツ情報システム運営事業】</b> 本事業は、本会ウェブサイト（HP）を構築・活用し、本会の組織・事業等に関する情報を広く発信するなど、広く国民のスポーツへの关心・意欲を高めることを目的としていることから、「スポーツの振興を目的とする事業」と考え、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p> <p><b>【国民スポーツ推進キャンペーン事業】</b> 本事業は、スポーツの振興を目的とする諸事業を広く国民にアピールするための事業であることから、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p>	(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)
<p><b>チェックポイント事業区分</b> (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p> <p><b>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</b></p> <p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> <p><b>【広報資料作成事業】</b> 1. 本事業は、スポーツ関連資料の公開及び本会の役割・事業を広報することにより、国民のスポーツへの关心・意欲を高めることを目的とする。</p> <p>2. ア、事業の内容については事業計画書等において、上記の内容で位置付けており、本会HP等において公表する。 また、資料室は所定時間内であれば、事前予約等の有無にかかわらず誰でも利用できる。事業報告書（パンフレット）等については、一般の方が誰でも閲覧・持ち帰りができるように本会館内の所定場所に据え置く。 イ、本事業の内容については本会「広報・スポーツ情報専門委員会」にて決定し、委員会は大学やマスコミ関係者等の専門家により編成する。 ウ、事業の企画・審査・選考は、担当部会にて決定し、公正に実施する。</p> <p><b>【スポーツ情報システム運営事業】</b> 1. 本事業は、本会ウェブサイト（HP）を構築・活用し、本会の組織・事業等に関する情報を広く発信するなど、広く国民のスポーツへの关心・意欲を高めることを目的とする。</p> <p>2. ア、本会ウェブサイト（HP）はインターネット環境さえあれば誰でも閲覧することができる。また、スポーツ情報システムは関係団体・機関等だけではあるが、スポーツ指導者やスポーツ少年団にかかる登録・受講データを閲覧することができ、各種事業へ役立てている。 イ、本事業の内容については、本会「広報・スポーツ情報専門委員会」にて決定し、委員会は大学やマスコミ</p>		

	<p>関係者等の専門家にて編成する。 ウ、事業の企画・審査・選考は、担当部会にて決定し、公正に実施する。</p> <p><b>【国民スポーツ推進キャンペーン事業】</b> 1. 事業計画書等において「Sports for All（みんなでスポーツを）」を標語に掲げ、人々にスポーツ実施を奨励することを目的とし、本会HP等において公表する。</p> <p>2. ア、各種事業への参加は、広く公開する。 イ、本事業は、マーケティング等の各分野の専門家により構成する本会「総合企画委員会財務部会」により事業を実施する。 ウ、事業の企画・審査・選考については、同部会にて決定し、公正に実施する。</p>
	その他説明事項

### [3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるよう記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 4	スポーツ顕彰事業	0.2 %

#### [1] 事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公4」においては、以下で説明する4つの各種表彰・顕彰事業を「スポーツ顕彰事業」としてまとめた。

##### 【公認スポーツ指導者表彰事業】

スポーツ指導者として、永年にわたりスポーツの指導育成および組織化、競技力向上、公認スポーツ指導者制度の発展等に貢献した者のうち、特に顕著な功績のあった者を表彰する。

本事業は、登録料収入により実施する。

##### 【日本スポーツ少年団表彰事業】

永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあった市区町村スポーツ少年団、登録指導者および退任した指導者等に対して、表彰状及び感謝状を授与する。

本事業は、登録料収入により実施する。

##### 【秩父宮記念スポーツ医・科学賞顕彰事業】

故秩父宮妃殿下の御遺贈金をもとに、スポーツの競技力向上と振興に不可欠であるスポーツ医・科学の分野において、顕著な業績をあげた者に対して、「秩父宮記念スポーツ医・科学賞」を授与する。

本事業は、特定資産運用益により実施する。

##### 【日本スポーツグランプリ顕彰事業】

生涯スポーツ振興の気運を更に高めるため、永年にわたりスポーツを実践し、広く国民に感動や勇気を与え、顕著な功績をあげた中高年齢層の個人またはグループに対して「日本スポーツグランプリ」を授与する。

本事業は、基本財産運用益により実施する。

#### [2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第5号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
9	表彰対象者は、永年にわたりスポーツの発展に貢献した者やスポーツ団体の指導・育成に貢献した者等であり、今後の活動の更なる充実を図ることを目的として実施する。 本事業を通じて、スポーツ振興の醸成を図られることとなり、事業の種類「9」にある「国民の身心の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。
（本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。）	
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(14) 表彰、コンクール	
区分ごとのチェックポイント 1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適切な方法で明らかにしているか。 2. 選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除） 3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めてないか。	【全事業共通】 1. 各表彰の基準等については、上記概要記載の内容を定めており、各「実施要項」において国民スポーツの振興の発展に寄与することを目的としている。なお、実施要項はHP等において公表する。  2. 選考にあたっては、利害関係のない下記に示した選考委員等により顕彰規程に基づき公正に実施する。 【公認スポーツ指導者表彰事業】 本会「指導者育成専門委員会」の審査を経て理事会にて決定する。 【日本スポーツ少年団表彰事業】

	<p>日本スポーツ少年団活動開発部会の審査を経て日本スポーツ少年団常任委員会にて決定し、理事会の承認を得る。</p> <p><b>【秩父宮記念スポーツ医・科学賞顕彰事業】</b> 本会「総合企画委員会加盟・栄典部会」部会員から構成される秩父宮記念スポーツ医・科学賞選考委員会の審査を経て理事会にて決定する。</p> <p><b>【日本スポーツグランプリ顕彰事業】</b> 本会「総合企画委員会加盟・栄典部会」部会員から構成される日本スポーツグランプリ選考委員会の審査を経て理事会にて決定する。</p> <p>3. 選考にあたっては、各分野に精通した専門家を上記選考委員に任命し、表彰者の選考を行う。</p> <p>4. 表彰者の金銭的な負担はない。</p>
	その他説明事項

### 〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるよう記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 5	スポーツ国際交流事業	7.3 %

#### 〔1〕事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公5」においては、本会が主催する諸外国とのスポーツ交流事業である【アジア地区スポーツ交流事業】と【日独スポーツ交流事業】の2事業を、「スポーツ国際交流事業」としてまとめた。

##### 【アジア地区スポーツ交流事業】

アジア地区スポーツ交流事業には、下記の「日中・日韓スポーツ交流事業」、「日・韓・中ジュニア交流競技会事業」、「海外青少年スポーツ指導者研修事業(アジア近隣諸国スポーツ指導者受入研修事業)」の3つがある。

###### 1. 日中・日韓スポーツ交流事業

(1) スポーツを通じて、我が国と各国(韓国・中国)との親善と友好をより一層深めるとともに、交流を通じて我が国のスポーツ振興を図ることを目的として、子どもから成人までの幅広い年齢層のスポーツ愛好者を対象に実施する。

(2) 本事業では、お互いの国を訪問し、スポーツを通じてそれぞれの生活や文化に触れ、相互理解を深め合う。

(3) 交流内容としては、卓球等16の競技交流を実施し、お互いの国の文化・歴史等の研修プログラムや民泊等により生活習慣を体験する。

(4) 本事業は、国庫補助金、参加料収入及び基本財産運用益により実施する。

(5) 本事業では、受入地における運営について開催都道府県体育協会に事業委託する。

###### 〔H22年度の主な事業〕

「日韓青少年夏季スポーツ交流(派遣)事業」：日本派遣団員218名、济州道・7日間

「日中成人スポーツ交流(派遣)事業」：日本派遣団員62名、福建省・6日間など

###### 2. 日・韓・中ジュニア交流競技会事業

(1) 東アジア諸国との青少年スポーツ交流を促進し、相互理解を深め、我が国の競技力向上に資することを目的として実施する。参加者はそれぞれの国のジュニア層のトップレベル選手を中心として編成する。

(2) 競技会は日本・韓国・中国による3カ国による持ち回り形式で、陸上競技等11競技を実施する。

また、フレンドシップ交流や開催国の文化・歴史等の研修プログラムを実施する。

(3) 本事業は、国庫補助金及び基本財産運用益により実施する。

なお、日本での開催の場合は、受入開催県の都道府県体育協会に運営を事業委託する。

###### 〔H22年度の事業〕

「第18回日・韓・中ジュニア交流競技会事業」：日本派遣団員244名(韓国・中国団も同様の数)、中国河南省・7日間

###### 3. 海外青少年スポーツ指導者研修事業(アジア近隣諸国スポーツ指導者受入研修事業)

(1) アジア地域における青少年スポーツの振興を図るため、我が国近隣の14の国及び地域から、スポーツ活動に係わる青少年スポーツ指導者28名を受入れ、我が国における青少年スポーツの活動状況を視察するとともに、スポーツ実践現場での体験、各研修事業やわが国の文化・歴史等の研修プログラムを実施する。

(2) 本事業は、国庫補助金及び基本財産運用益により実施する。

###### 〔H22年度の事業〕

「アジア近隣諸国青少年スポーツ指導者研修事業」：アジア近隣14の国及び地域の計28名、東京都他・8日間

上記1・2の事業の派遣においては、本会が直接当該国の受入機関と交渉し、交流期間や会場地等のプログラム内容について調整する。

また、派遣団員は、都道府県体育協会を通じて募集する。

受入については本会が諸外国と交渉し、受入人数および会場地等の調整を行う。また、受入都道府県体育協会に対しては、受入準備等について調整を行った上で、本会から受入都道府県体育協会へ事業を委託する。

##### 【日独スポーツ交流事業】

本会が設置している日本スポーツ少年団は、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「ス

ポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に、地域社会全体で子どもたちを育てることをねらいとして創設された。

本事業は、日独両国のスポーツ少年団から選抜された青少年および指導者の相互交流を通じて友好と親善を深め、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に実施する。

本会日本スポーツ少年団とドイツスポーツユースは交流事業の内容を明記した「日独スポーツ少年団国際交流協定書」を締結し、この協定書に基づき、「日独スポーツ少年団同時交流事業」並びに「日独スポーツ少年団指導者交流事業」を実施する。

本会がドイツスポーツユースと交渉し、交流人数、期間、プログラムの内容について調整する。

#### 1. 日独スポーツ少年団同時交流事業

(1) 交流は、両国が同期間、同人数を相互に交換し、派遣と受入を同時にを行う形式とし、両国からそれぞれ青少年及び指導者計125名が交流する。

(2) 相手国滞在中のプログラムは、全体プログラムと地方プログラムに分かれ、スポーツ交流はもとより、両組織間で設定した共通テーマに基づく両国団員のディスカッション、文化体験、民泊などを実施する。

なお、全体的な企画・交渉及び全体プログラムは本会が実施し、地方プログラムは本会と都道府県体育協会で共催する。

(3) 本事業は、競輪公益資金補助金、派遣者の参加料収入及び登録料収入により実施する。

##### 〔H22年度の事業〕

「第37回日独スポーツ少年団同時交流（派遣）事業」：ドイツ、23日間、125名派遣

「第37回日独スポーツ少年団同時交流（受入）事業」：日本、23日間、125名受入

#### 2. 日独スポーツ少年団指導者交流事業

(1) 本事業は、「日独指導者交流（派遣・受入）事業」と「日独指導者セミナー（派遣・受入）事業」の2事業からなり、両事業とも、両国のスポーツ少年団の指導者が参加し、スポーツ関係団体や施設の訪問、視察及びスポーツ関係者とのディスカッションやスポーツ競技交流を含めたプログラムを実施する。

(2) スポーツ先進国の一つであるドイツとの交流はスポーツ少年団組織の運営、団活動の活性化等に大きな成果を上げるとともに、日独スポーツ少年団交流事業の充実にも重要な役割を果す。

(3) 本事業は、文部科学省委託金、派遣者の参加料収入及び登録料収入により実施する。

##### 〔H22年度の事業〕

「日独指導者セミナー（派遣）事業」：ドイツ、12日間、7名派遣

「日独指導者セミナー（受入）事業」：日本、12日間、7名受入

## 〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
9	<p>【アジア地区スポーツ交流事業】 本事業は、スポーツを通じて我が国近隣諸国との親善と友好を深め、国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を図るとともに、開発途上にある国・地域の指導者が我が国の青少年スポーツに関する研修を通じ当該国・地域のスポーツ振興に寄与することを目指している。 以上のことから本事業は、「スポーツの振興等を目的とする事業」と考え、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する」に合致している事業と考える。</p> <p>【日独スポーツ交流事業】 「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に各種事業を展開しており、事業種類「9」にある「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。</p>	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)		
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	
(3) 講座、セミナー、育成		
区分ごとのチェックポイント		
1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不	【アジア地区スポーツ交流事業】	

特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。

2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。

(注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。

3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。

(注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。

4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになつていないか。

「海外青少年スポーツ指導者研修事業（アジア近隣諸国スポーツ指導者受入研修事業）」

1. 本事業は、スポーツを通じて、我が国近隣諸国との親善と友好を深めるとともに国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的とする旨を「実施要項」に明記しており、本会HPに公表する。

2. 本事業の参加者は、各種レクチャー内容等を理解するため必要な英語能力を有する者とするとの条件を実施要項に定めている。参加国においては、実施要項等を広く関係機関・団体等へ配布した上で適切な選考を得て指導者を派遣（参加）しており、このことより派遣国においては、一般に広く開かれていると言える。

3. 本事業の各種レクチャー内容等に対し、本会が各種事業で講師として協力いただいている学術的専門家に企画等を依頼する。

4. 本事業の講師等については、原則1時間あたり15,000円の謝金を支払っており、過大な報酬ではない。

#### 【日独スポーツ交流事業】

「日独スポーツ少年団同時交流事業」「日独スポーツ少年団指導者交流事業」

1. 本事業（両事業）は、両国組織及び両国交流地域間のパートナーシップに基づき実施する旨を実施要項に明記し、本会HPおよび情報誌等において公表する。

2. 「日独スポーツ少年団同時交流事業」の派遣団員は、15歳以上のスポーツ少年団登録者が対象である。なお、ドイツ団受入にあたっては、民泊等を通じて（登録団員ではない）受入地域の高校生をはじめとした地域住民が参加・協力している。

「日独スポーツ少年団指導者交流事業」の派遣団員は、スポーツ少年団登録指導者が対象である。

なお、スポーツ少年団にはだれもが所定の手続きを行うことにより登録することができ、一般に登録の機会は開かれている。

3. 本事業（両事業）は、交流プログラム等の基本的な方針の策定などについては、本会が設置する日本スポーツ少年団常任委員会の下にある専門部会にて審議され、社会教育活動の専門家やドイツ滞在経験が豊富な者、また通訳などの国際交流分野における専門スタッフが事業の運営現場に多数携わる。

4. 本事業（両事業）における講師の報酬等は発生しない。通訳等の謝金については、本会の基準により1日当たり15,000～40,000円としており、過大な報酬ではない。

#### その他説明事項

### (15) 競技会

#### 区分ごとのチェックポイント

- 当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- 公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。（例：親睦会のような活動にとどまっているか）
- 出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。

#### 【アジア地区スポーツ交流事業】

「日中・日韓スポーツ交流事業」、「日・韓・中ジュニア交流競技会事業」

1. 日中・日韓スポーツ交流は、子どもから成人まで、スポーツ愛好者であればだれでも参加できる旨を要項等で位置付け本会HP等で公表する。

また、日・韓・中ジュニア交流競技会は、高校生世代の者が実施競技団体の選考を経て参加できる。その旨を要項等で位置づけ、本会HP等で公表する。

	<p>2. 本事業は、わが国と交流国とのスポーツの振興と親善・友好を一層深め、さらには両国のスポーツ振興を図ることを目的とした国際交流事業としての競技会である。</p> <p>3. 日中・日韓スポーツ交流及び日・韓・中ジュニア交流競技会の運営やルール、出場選手の選定は、それぞれの交流国との協議を踏まえて本会「国際交流専門委員会」で了承された実施要項及び競技規則(競技団体毎の国際競技規則)に基づき実施しており、プログラムや公式HPにおいて公表する。</p>
	その他説明事項

### 〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるよう記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 6	青少年スポーツ育成事業	8.9 %

#### [1] 事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公6」においては、以下で説明する【青少年スポーツ交流大会事業】、【ジュニアスポーツ情報誌発行事業】の2事業について、「青少年スポーツ育成事業」としてまとめた。

2事業とも本会が設置する日本スポーツ少年団の実施する事業であり、日本スポーツ少年団は「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に、地域社会全体で子どもたちを育てることをねらいとして創設された組織である。

##### 【青少年スポーツ交流大会事業】

本事業は、以下の「全国スポーツ少年大会」、「全国スポーツ少年団競技別交流大会」、「ジュニアスポーツセミナー」、「スポーツ選手活用体力向上事業」からなる。

1. 「全国スポーツ少年大会」は、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活性化を図るために、都道府県代表の団員及び指導者約400名が参加して、スポーツ交歓交流会を実施する。スポーツ活動や野外活動、交歓交流会等のプログラムを4日間の合宿形式で行う。

2. 「全国スポーツ少年団競技別交流大会」は、団員にスポーツの歓びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、実施競技等を通じて仲間意識と連帯を高め、団員相互の交流を深めることにより、地域における活動の活性化を図ることを目的として、剣道、バレー、軟式野球及びホッケー競技の各競技別交流大会を実施する。また、本事業のプログラムは、競技会及びスポーツ交歓交流である。

3. 「ジュニアスポーツセミナー」は、「セミナー」と「クリニック」があり、ジュニア期のスポーツ活動を支える指導者・保護者を対象として、子どものスポーツ活動と水分補給に関する啓発活動を中心とした「セミナー」を全国10会場で実施、また、トップアスリート等による子どもの指導、保護者を対象とした熱中症等に関するセミナー及び親子で楽しく学べるプログラムを提供する「クリニック」を全国2会場で実施する。

4. 「スポーツ選手活用体力向上事業」は、文部科学省委託事業として、スポーツ未経験者を中心とした子ども（主として園児・小学生・中学生）を対象に実施する。幼稚園、小学校及び中学校などに、トップアスリート等を派遣し、身体を動かすことの楽しさや正しい生活習慣を身につけることの大切さやスポーツのすばらしさなどを講話や実演・指導等を通じて、子どもたちに伝え、子どもたちが自動的にスポーツに親しむ態度や習慣を身につけることを目的に実施する。

5. 本事業の財源は以下のとおりである。

「全国スポーツ少年大会」は、参加者からの参加料収入、競輪公益資金補助金により実施する。

「全国スポーツ少年団競技別交流大会」は、スポーツ振興基金助成金及び登録料収入により、本会から開催都道府県体育協会へ事業委託し実施する。

「ジュニアスポーツセミナー」は、企業からの協賛金及び登録料収入により実施する。

「スポーツ選手活用体力向上事業」は、文部科学省委託金により実施する。

##### 【ジュニアスポーツ情報誌発行事業】

情報誌スポーツジャストの発行は、スポーツ少年団活動の広報普及と次代を担う子どもたちが豊かなスポーツライフを享受できる指導のあり方を提起することを目的としており、年10回、各40,000部発行し、単位スポーツ少年団の代表指導者及び都道府県体育協会・都道府県教育委員会等関係機関・団体等に広く配布する。

本事業は、競輪公益資金補助金及び登録料収入により実施する。

## [2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第7号		
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)			
7	「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に各種事業を展開しており、事業種類「7」にある「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に合致している事業と考える。			
9	「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを理念に掲げ、「スポーツによる青少年の健全育成」を目的に各種事業を展開しており、事業種類「9」にある「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業といえる。			
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)				
<p><b>チェックポイント事業区分</b>            (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p> <p><b>(3) 講座、セミナー、育成</b></p> <p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</li> <li>当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。</li> <li>講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</li> </ol> <p><b>(15) 競技会</b></p> <p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。（例：親睦会のような活動にとどまっているか）</li> <li>出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。</li> </ol>				
<p><b>チェックポイントに該当する旨の説明</b>            (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p> <p><b>【青少年スポーツ交流大会事業】</b>            「ジュニアスポーツセミナー」、「スポーツ選手活用体力向上事業」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本事業の「開催要項」及び「実施要項」等にスポーツを通じて青少年の健全育成を行う旨の目的を明記し、本会HP及び情報誌にて広く公表する。</li> <li>本事業の「実施要項」にて示したある一定の受講条件（年齢・地域・学校単位等）を満たす者であれば参加することができる。</li> <li>本事業には、ジュニアスポーツに造詣の深い大学関係者等学識経験者からなる委員会などを編成し、トップアスリートや有名指導者等からなる担当講師の選定、カリキュラム、指導内容等について協議・決定する。</li> <li>「ジュニアスポーツセミナー」の派遣講師（トップアスリート）には平均1日：150,000円程度の謝金を支給する。            「スポーツ選手活用体力向上事業」の派遣講師（トップアスリート等）には国の定める範囲内（1日：100,000円）での謝金を支給する。</li> </ol> <p><b>その他説明事項</b></p> <p><b>【青少年スポーツ交流大会事業】</b>            「全国スポーツ少年大会」、「全国スポーツ少年団競技別交流大会」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各事業の「開催要項」において、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活性化を図ることを目的として位置付け、それらは本会HP等で公表する。</li> <li>スポーツ少年団団員にスポーツの歓びを経験する機会と、より伸びるための研修の場を与え、実施競技等を通じて仲間意識と連帯を高め、団員相互の交流を深めることにより、地域における活動の活性化を図ることを</li> </ol>				

	<p>目的とし、その旨を「開催要項」に明記し、本会HP及び情報誌にて公開する。</p> <p>3. スポーツ少年団の加入はいつでもだれでも入団できる。</p> <p>各種交流大会については、市区町村競技交流大会及び都道府県競技交流大会の予選を経て、全国交流大会への参加チーム（者）を決定する。大会ルールや運営については、日本スポーツ少年団で「開催基準要項」を定め、開催地都道府県体育協会に大会実行委員会を設け、同実行委員会にて厳選なる審議を経て決定する。その内容は「開催要項」等に明記し、本会HPや情報誌にて広く公表する。</p>
	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p> <p>【ジュニアスポーツ情報誌発行事業】</p> <p>1. 情報誌発行事業は「一人でも多くの青少年にスポーツの欲びを提供する」、「スポーツを通して、青少年のからだとこころを育てる」ことを実現するため本事業を実施する。</p> <p>2. ア、情報誌は単位スポーツ少年団の代表指導者等関係機関・団体、各教育委員会等へ広く配布し、団員・指導者が情報を享受できる。</p> <p>イ、スポーツに造詣の深い大学等教員、スポーツジャーナリストなどの学識経験者によって構成する編集委員会において、編集企画・内容等を検討し、作成・発行を行っている。誌面を通じて、読者から寄せられた質問に対し、大学の先生や弁護士・栄養士等の専門家が相談を受け付けたり、模範的な活動を開催する団体を紹介するなど、各地域での活動に役立つ情報を提供する。</p> <p>ウ、情報誌の内容・配布等については、本会が設置する日本スポーツ少年団常任委員会の下に部会を設け、企画・講評等を行う。</p>

### [3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## (2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠						
収 2	出版物等販売事業	第5条第2項						
事業の概要								
本会公認スポーツ指導者養成講習会で使用するテキスト（教本）、本会の発行するスポーツ情報誌、スポーツ・科学的研究の成果物等について、スポーツ指導者養成に取り組んでいる大学・専門学校の教師・学生、スポーツ指導に携わる関係者、その他広く一般の方に対して販売する。								
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">許認可等の名称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠法令</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">許認可等行政機関</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>			許認可等の名称		根拠法令		許認可等行政機関	
許認可等の名称								
根拠法令								
許認可等行政機関								
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）								

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 7	スポーツ医・科学研究調査事業	2.4%

#### 〔1〕事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公7」においては、以下で説明する【スポーツ医・科学研究調査事業】、【ドーピング検査等実施事業】の2事業について、本会の研究部門が実施する調査・検査・研究事業であるため「スポーツ医・科学研究調査事業」としてまとめた。

##### 【スポーツ医・科学研究調査事業】

1. 本会に「スポーツ医・科学専門委員会」を設置し、時代の要請する研究テーマについて多面的、学術的に研究を行い、その成果を社会還元する。研究内容は、熱中症予防、子どもの体力低下問題など、活動現場での実態を調査研究し、その具体的な対策モデルをさまざまな観点から提示する。

##### 〔H22年度の主な事業〕

(1) 生涯スポーツの観点から、元気長寿、介護の要らないライフステージを実現するための運動プログラムの開発

(2) 国内の競技会（例えば国民体育大会）におけるスポーツ外傷（例えば肉離れ）やスポーツ活動中の障害

（例えば熱中症）に関するサーベイランスシステム（将来の予防に役立てることを目指して、事例、情報を継続

的に収集する仕組み）並びにそのデータベースの構築

2. 本事業は、協賛金収入や研究報告書等広報出版物収入により実施する。

##### 【ドーピング検査等実施事業】

1. 日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び加盟団体と連携し、都道府県体育協会への助成事業を通じて、ドーピング防止の普及啓発活動を実施する。また、世界のドーピング防止活動の動向を踏まえ、国民体育大会におけるドーピング検査を実施する。

2. 本事業は、スポーツ振興くじ助成金により実施する。

この内、普及啓発活動は、本会から都道府県体育協会に事業委託し、研修・セミナーの実施や機関誌への情報提供を行う。

ドーピング検査は、国民体育大会会場における検査・分析・評価・判定等をJADAに事業委託し実施する。

#### 〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第8号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
9	本会の推進するスポーツ医・科学研究調査事業は、当該研究分野の権威が大学や研究機関の枠を越えて結集し、研究に取り組む体制をとっている。 研究成果は広く社会に公開し、還元すべきものであるため、本事業は社会の要請するテーマに対して多面的、学術的な研究を行い、その成果を社会に還元する。 よって、事業種類「9」にある「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に合致している事業と考える。
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)	
チェックポイント事業区分 (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	
区分ごとのチェックポイント 1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進	【スポーツ医・科学研究調査事業】

への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)

2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）

ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）

イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）

ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）

エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）  
 （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

。

1. 本事業は社会の要請するテーマに対して多面的、学術的な研究を行い、その成果を社会に還元することを目的とする。

2. ア、本会事業計画書により、研究成果を広く国民に向けて還元する旨を位置付けており、本会HPにて公開する。

イ、本会「スポーツ医・科学専門委員会」の下に設置したプロジェクトは各研究分野の代表的研究者により構成する。

ウ、事業の企画・審査・選考については、本会「スポーツ医・科学専門委員会」にて決定され、公正に実施する。

また、各種研究調査事業は基本的には外部委託を行わない。ただし、大量データの集計作業などは、外部委託する場合もある。

#### 【ドーピング検査等実施事業】

1. 本事業は、スポーツを実施する全ての人に向けて、ドーピング防止に関する情報を提供し、アンチ・ドーピングムーブメントの推進を目的とする。

また、我が国最大・最高の総合競技大会として認知されている国民体育大会において厳正なドーピング検査を実施し、ドーピング防止活動に努めている。

2. ア、検査実施要項により、ドーピング教育啓発にかかる研究成果を広く国民に向けて還元することを目指しており、本会HPにて公開する。

イ、本会「スポーツ医・科学専門委員会」の下に設置したプロジェクトは専門家により構成する。

ウ、事業の企画・審査・選考については、本会「スポーツ医・科学委員会」にて決定され、公正に実施する。

また、専門的な検査についてはJADAおよび検査機関に業務委託し実施するが、教育啓発については本会及び都道府県体育協会で実施する。

#### その他説明事項

### 〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 8	日本体育協会特別記念事業	2.0 %

#### [1] 事業の概要について（注1）

##### 《本事業をとりまとめた理由》

「公8」においては、以下で説明する【日本体育協会創立100周年記念事業】、【日本スポーツ少年団創設50周年記念事業】の2事業について、本会の創立・創設に関連する記念事業のため「日本体育協会特別記念事業」としてまとめた。

##### 【日本体育協会創立100周年記念事業】

1. 2011年（平成23年）に100周年を迎えるにあたり、我が国スポーツのあゆみと、これまで本会とJOCが国民スポーツの振興と国際競技力の向上に果たしてきた100年の足跡をたどるとともに、新たな100年に向けて、国民がスポーツ文化を豊かに享受する社会の構築とオリンピックムーブメントを通じたスポーツによる世界平和の実現を目指す観点から、これから本会とJOCが果たす役割と使命を広くアピールするための事業を実施する。

##### 〔主な記念事業〕

- ・記念式典の開催（レセプションを含む）
- ・記念誌の発刊
- ・記念映画（DVD）の作製
- ・功労者等表彰の実施
- ・記念シンポジウムの開催（詳細下記）

2. 上記の事業は、本会及びJOCにより100周年記念事業実行委員会を設置し、本会事務局が実行委員会事務局となり実施する。

H22年度については、シンポジウムを年3回（全国3会場）実施、H23年7月開催の記念式典に向け、記念誌や記念映画の作成を行う。【本会創立100周年記念シンポジウム：東地区・福島県、中地区・京都府、西地区・広島県（参加者は各会場1,000名程度）】

3. 本事業は、スポーツ振興くじ助成金と団体・個人・企業からの寄付金収入により実施する。

##### 【日本スポーツ少年団創設50周年記念事業】

1. H24年に創設50周年を迎えるにあたり、記念誌の作成や記念行事を実施する。

##### 〔主な記念事業〕

- ・記念式典の開催
- ・記念誌の発刊
- ・功労者等表彰の実施
- ・記念DVDの作製
- ・海外への社会貢献事業の実施

2. 本事業は、主に団体・個人・企業からの寄付金収入により実施する予定である。

#### [2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第9号
事業の種類（別表の号）	（本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。）
9	<p>【日本体育協会創立100周年記念事業】</p> <p>国内外のスポーツ界をはじめとする社会状況等の動向を展望しつつ、「これから」の本会をはじめとする我が国スポーツ界が歩むべき方向や取り組むべき方策について明らかにしていくことが目的であり、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p> <p>【日本スポーツ少年団創設50周年記念事業】</p> <p>子どもを取り巻く環境を展望しつつ、日本スポーツ少年団の歩むべき方向や取り組むべき方策について明らかにしていくことが目的であり、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること」に合致している事業と考える。</p>

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)

<p><b>チェックポイント事業区分</b>          (下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p><b>チェックポイントに該当する旨の説明</b>          (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p><b>(3) 講座、セミナー、育成</b></p>	
<p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。            (注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</li> <li>当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。            (注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</li> <li>講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</li> </ol>	<p><b>【日本体育協会創立100周年記念事業】</b>  <b>「100周年記念シンポジウム」</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会及びJOCが、創立以来、「これまで」のスポーツ振興に果たしてきた役割や実績などについて総括し、今後のスポーツ振興の方向性を広く国民に明らかにすることを目的とする旨を開催要項に明記するとともに、本会HP等で広く公表する。</li> <li>シンポジウムへの参加は、本会HPや本会加盟団体等を通じて広く一般に告知し参加者を募る。</li> <li>シンポジウムの内容については、実行委員会の下に設置した企画・広報部会で企画し、実行委員会で決定する。講演者及びシンポジスト等の人選については、大学・研究機関等に推薦を依頼し、企画・広報部会で検討、実行委員会で選任する。</li> <li>講演者やシンポジスト等に対しては、本会謝金規程を基準に支払うこととし、社会一般の通念に照らし、過大な報酬ではない。</li> </ol>
<p><b>(14) 表彰、コンクール</b></p>	<p><b>その他説明事項</b></p>
<p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除）</li> <li>選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</li> <li>表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</li> <li>表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めていないか。</li> </ol>	<p><b>【日本体育協会創立100周年記念事業】</b>  <b>「功労者等表彰」</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>表彰要項及び基準等については、実行委員会の下に設置した総務部会で作成し実行委員会で決定する。            表彰要項には、スポーツ団体の組織・基盤の整備等を通じて、スポーツ振興に寄与した者を表彰する旨を明記する。            なお、要項は本会HP等において公表する。</li> <li>選考にあたっては、利害関係のない選考委員等により顕彰規程に基づき公正に実施する。</li> <li>選考にあたっては、各分野に精通した専門家を下記選考委員に任命し、表彰者の選考を行う。</li> <li>表彰者の金銭的な負担はない。</li> </ol>
<p><b>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</b></p>	<p><b>その他説明事項</b></p>
<p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</li> <li>事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</li> <li>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</li> <li>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に</li> </ol>	<p><b>【日本体育協会創立100周年記念事業】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本会及びJOCが、創立以来、「これまで」のスポーツ振興に果たしてきた役割や実績などについて総括し、今後のスポーツ振興の方向性を広く国民に明らかにすることを目的とする旨を開催要項に明記する。</li> <li>ア、各種事業への参加は、本会HP等において広く公開する。            イ、本事業では、実行委員会の下に総務、企画・</li> </ol>

<p>関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になつていいか）</p> <p>（注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>広報、祝賀式典、記念誌の4部会を設置し、そのいずれも各分野の専門家により構成する。</p> <p>ウ、審査・選考を伴う事業については、担当部会にて審査を経た後に実行委員会で決定され、公正に実施する。</p>
<p>【日本スポーツ少年団創設50周年記念事業】</p> <p>1. 日本スポーツ少年団が、創設以来、青少年スポーツの振興に果たしてきた役割や実績などについて総括し、今後の青少年スポーツのあるべき姿の方向性を広く国民に明らかにすることを目的とする。</p> <p>2. ア、各種事業への参加は、情報誌等において広く公開する予定である。</p> <p>イ、本事業は、本会が設置する日本スポーツ少年団常任委員会の下にある部会は、いずれも少年スポーツの指導における専門家により構成する。</p> <p>ウ、事業の審査・選考を伴う事業については、担当部会にて審査され常任委員会で決定し、理事会の承認を得た後に、公正に実施する。</p>	
<p>その他説明事項</p>	

### [3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 9	スポーツ会館管理運営事業	4.9 %

#### [1] 事業の概要について（注1）

##### 【スポーツ会館管理運営事業】

1. 本会が保有している「岸記念体育会館」（渋谷区神南）の事務所は、JOCをはじめ本会加盟団体等（44団体）の本部事務所として貸与し、スポーツ振興の拠点として利用されている。
2. 会議室（会議室5室、講堂1室）の利用を希望する団体等については低廉な料金で貸出を行っており、本会加盟団体等をはじめとするスポーツ団体の理事会や委員会等、広くスポーツ振興にかかる目的で利用されている。
3. 本事業は、事務所使用料収入、会館管理分担金収入により実施する。

#### [2] 事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項第10号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
9	<p>1. 事務所及び会議室は、本会加盟団体及び本会の関係するスポーツ団体等に貸与する。本会加盟団体は、中央競技団体、都道府県体育協会、関係スポーツ団体に分けられる。中央競技団体は、特定競技の普及及び強化を目的として設立された特例民法法人、都道府県体育協会は、各都道府県におけるスポーツの振興を目的として設立された特例民法法人、関係スポーツ団体は前者2団体のいずれにも属さないが、スポーツの振興を目的として設立された特例民法法人である。</p> <p>2. 本会には、(1)スポーツ団体としての資格、(2)そのスポーツの唯一の全国統括団体としての資格、(3)組織機構の整備、(4)そのスポーツの国際連盟の有無と当該競技団体との関係、(5)国内の普及度、(6)今後の発展性の6項目に基づき、厳格な審査を得た公益性のあるスポーツ関係法人が加盟することができる。このようなスポーツ団体が、国内外において幅広く活動していくためには、拠点となる本部事務所を設け、組織運営に不可欠な理事会、評議員会、総会をはじめ、各種会議を実施してスポーツ団体の運営基盤を整備することが必要である。</p> <p>3. 多くのスポーツ団体は、全国の統括組織や国際スポーツ団体の連携等から東京に集中している。東京において事務所を設置し、日常的に会議を行うには、多くの経費を要することとなるが、本会が管理する岸記念体育会館を利用する場合には、低廉な料金（1団体、1坪7,200円／月）でスポーツ団体に対して事務所及び会議室を貸し出すことが可能である。このことからスポーツ団体は施設利用にかかる経費の節減が可能となり、スポーツの普及・強化等により多くの経費を充当することができ、より一層のスポーツの振興を図ることとなる。</p> <p>4. 広くスポーツの振興を図ることができれば、事業の種類「9」にある「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間形成を涵養すること」につながるものであり、公益性のある事業に該当すると言える。</p>	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。)

チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
<p>（下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。）</p> <p><b>(11) 施設の貸与</b></p> <p><b>区分ごとのチェックポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</li> <li>2. 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</li> </ol>	<p>（左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本事業は、本会が定める「岸記念体育会館事務所及び会議室使用規程」において位置づけ、本会HPにて公表する。 事務所への入居及び会議室の貸与は、本会加盟団体、加盟団体傘下のスポーツ団体及びスポーツ振興を目的</li> </ol>

	<p>とした団体を対象とする。</p> <p>事務所の貸与はこれらの団体の活動拠点を確保することとなり、会議室の貸与はこれらの団体の組織運営基盤の整備に寄与する。</p> <p>本会加盟団体は、その傘下に多くの団体を組織しており、これらの施設を貸し会議等の場を提供することにより、スポーツ団体の運営が円滑に進み、組織の充実を図ることが可能となる。</p> <p>したがって、本会のスポーツ会館管理運営事業は、わが国スポーツ振興につながるものであり、広く不特定多数の者の利益の増進に寄与することとなる。</p>
	<p>2. 本会館事務所は、本会加盟団体に優先的に貸し出しており、その他には本会と関係のあるスポーツ団体として、我が国のスポーツ振興に寄与する公益性のある団体に貸与する。</p> <p>また、会議室の使用にあたっては毎月抽選会を実施し使用団体を決定している。先行予約を受け付けているが、抽選会に参加できるのは、本会・JOC両団体の加盟団体及びその傘下の団体、岸記念体育会館に事務所のあるスポーツ団体とする。</p> <p>会議室の貸し出しには、使用目的の確認を行い、利用団体に対しては、使用内容、料金等を記載した「岸記念体育会館会議室等利用要領」等において明記する。</p> <p>利用要領等は本会HP等において広く公表する。</p>
	その他説明事項

### [3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。